

2020年4月から

被扶養者の加入条件が変わります。

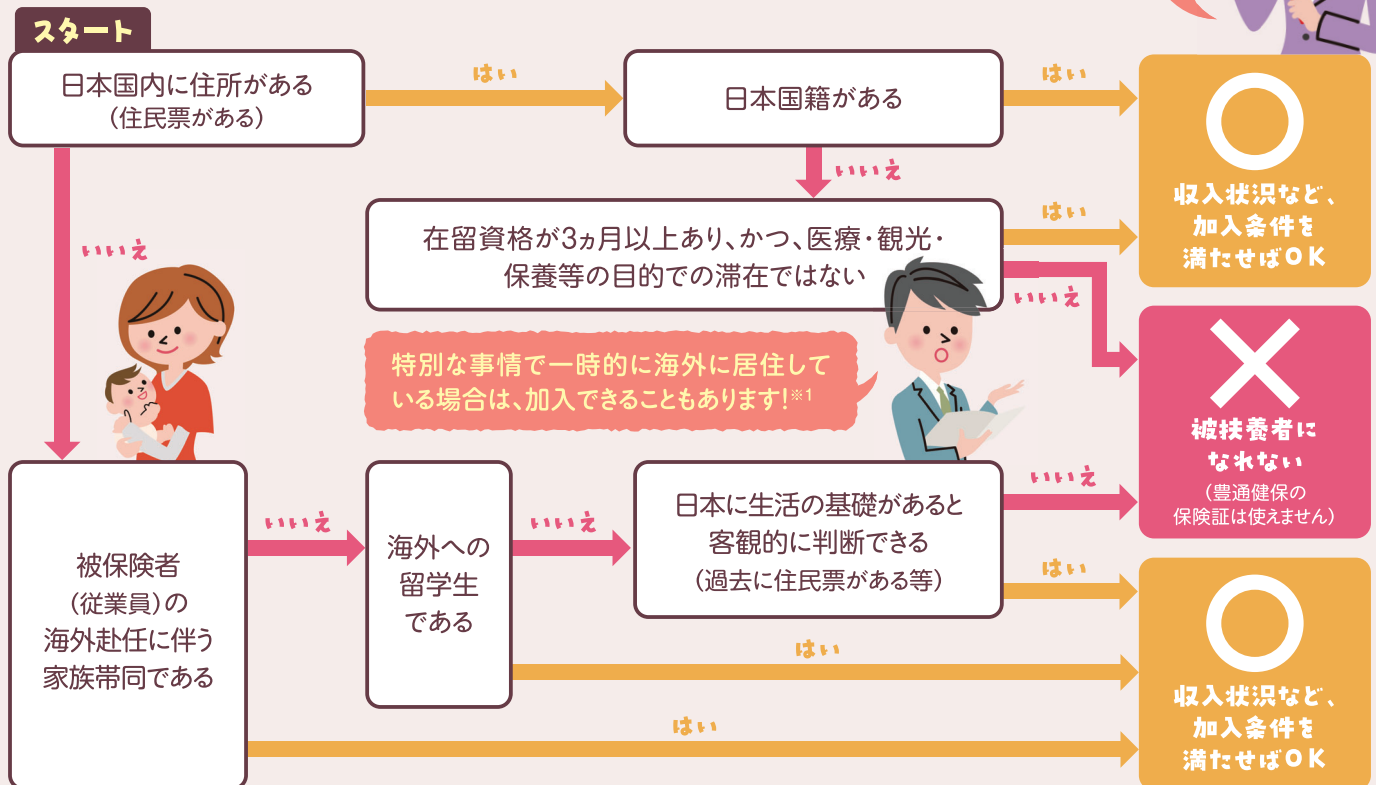
健康保険法の改正に伴い、2020年4月から、健保組合の被扶養者(扶養家族)の加入条件に「**日本に居住していること**」が追加されます。

→ 次の方は、被扶養者の認定対象外となりますので、4月に扶養取消しの手続き(異動届)をお願いします。

- 海外に住んでいる家族(海外赴任の家族帯同・留学など一部の例外を除く)
- 医療・観光・保養等の目的で日本に滞在している外国籍の家族



ご家族が被扶養者の条件を満たしているか確認してみましょう!



※1 ワーキングホリデー、青年海外協力隊、海外赴任中の出生児など

問合せ先

豊田通商健康保険組合

担当:天野 電話番号:052-584-3106

E-mail:tomoka_amano@toyota-tsusho.com